

—人がいきいきと生きる
静岡県をねがって—

地方自治

<内容・目次>

- ◇第20回 定例研究会
区の構造と機能の分析 区会議事録を手がかりに
静岡大学名誉教授 橋本誠一 3
- ◇ブラ林 in 駿府のクリシタン
. 12



ネットワーク

しまおか

No102号

2024年11月15日



静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目2-1
セキスイハイムビル7F 静岡自治労連気付
Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057
jichiken@s-jichiroren.com

発行人・川瀬憲子 編集人・菊池智博



南伊豆町 石廊崎

区の構造と機能の分析

静岡大学名誉教授 橋本誠一

静岡県地方自治研究所 第20回定例研究会（2024年10月3日）の橋本誠一静岡大学名誉教授の報告について、録音をもとに作成したものです。

はじめに

今日は富士宮市を中心にお話をさせていただきます。そこではA区の区会の議事録がかなりまとまって残っております。今日はこれを使って地域の歴史を再構成できないかということを報告させていただこうと思います。

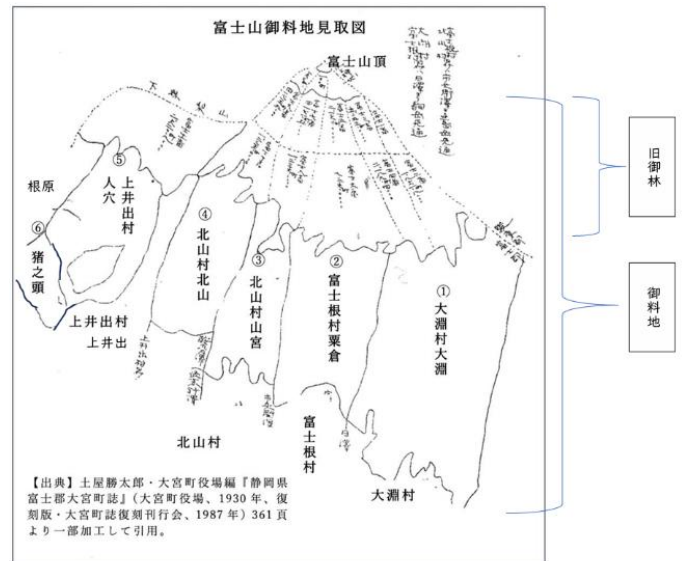
それに関わって考えないといけない論点が明治から現在までたくさんありますが、今日はそれをあまり整理がつかないままお話しすることになると思います。

まず大まかなイメージを共有するために、地図を2つ用意しております。

最初は宮内省御料局が作った地図です。真ん中に富士山頂と書いていますが、その富士山頂を中心に薄紫色で塗られているところがかつての御料地です。富士山を中心にかなりの面積が富士御料地として設定されているのがわかると思います。



この富士御料地をより具体的に示しているのが次の地図です。



これは手描きの地図です。イメージ的に富士山頂が上に描いてあって、裾野が下に広がっていく感じになります。右側に旧御林と書いていますが、ここは江戸時代から御林守という役人が置かれ、幕府直轄の山として山林が保護されていたところでした。農民が立ち入ることも一定程度認められていました。その山林を抜けてさらに裾野に下ってくると、草が生える原野が広大に広がっています。その原野は、富士郡の各村々が入会を行い、稜を刈り取って田畑の肥料にしたり、あるいは家畜の飼料にしたりということで、富士郡一帯がこの原野の恩恵を受けていました。しかし、明治時代に入ると地租改正に伴う官民有区分によって旧御林は言うまでもなく、原野にあたる地域もほとんど国有地、当時の言い方で言うと官有地に編入されました。後にこれが御料地になります。ただ、同じ入会地でも村によっては御料地にされず民有地とされたところもありましたが、大方は官有地、後の御料地に編入されました。

今日取り上げるAという区もこの原野を入会地として利用していましたが、これも官有地に編入され、後に御料地に変わりました。Aにはこの御料地内の入会だけでなく、自分たちが所有する入会地を別に持っていました。これは民有地ということになりますけど、この地図の中には現れてはおりません。

ところで、A区については今日は財産区という言葉で紹介しますが、財産区については、川瀬光義さんが一昨年に報告されていて、そちらは御殿場を沖繩との比較も含め、財産区の財政学的な問題を取り上げられています。御殿場の財産区は、全国的に見れば非常に特異な財産区といってよいかと思うんですが、今日紹介するAの財産区は、ごく一般的な財産区です。そのA区には、先ほども触れたように、区会という区の会議体があって、その議事録が明治・大正・昭和を通してかなりきちんと残っています。A以外の区でも、区会議事録を残しているところがありますが、Aは量的にも非常によく残っている。それでこの区会議事録を読みこなして、A区の近現代史のあらましを追跡して、地域の歴史を再構成できないか考えたのが、今日の出発点ということになります。

私は法学部出身なので、財産区問題については、川瀬先生が財政学の立場からアプローチしているとすると、私の場合は民法上の入会権とか、入会集団の問題として財産区を扱うのが一般的です。しかし、今日は入会権の問題を離れて、区全体の歴史をどうやって捉えたらいいのかということで考えてみようという報告になります。

その議論をするために、今日は二つの理論枠組を前提としています。一つは、社会学者の鈴木栄太郎の理論枠組みです。鈴木栄太郎は社会学者として戦前活躍した人物で、日本の村落研究の社会学における第一人者ですが、「自然村」と「行政村」の区別で有名です。

鈴木は農村社会を構成する集団を概括的に「行政的地域集団」「氏子集団」「檀徒集団」「近隣集団」「経済的集団」など10種類に分類しまし

た。

鈴木はさらにこれらの諸集団が地域的に累積して形成されるものを区別するために「社会地区」という概念を用いています。たとえば「第一社会地区」は部落内の小字、組などの近隣集団で、それ自体だけでは自足的な社会生活を送れないという特徴があります。「第二社会地区」はいわゆる自然村で、その内部に近隣集団（小字、組など）、氏子集団、経済的集団などを内包し、それ自体が社会的独立性を有しています。そして「第三社会地区」はいくつかの自然村が連合して組織されているのが「行政的地域集団」、すなわち行政村です。

さらにそれよりももっと広い地域的統一として「共同関心地区」、つまり県とか国のレベルがさらに広い社会地区として存在しているということになる。こういういくつもの層が重なって地域社会が構成されていて、それぞれの単位が独立性の強いものから弱いものという重なり合っているという。この捉え方はなかなか有益だと思います。

もう一つ日本の村を考える場合に抑えておきたいのが、江守五夫『日本村落社会の構造』の村落類型論です。江守は、日本の村は家の集合体であるという点では全国共通だが、家相互の関係などにより以下の三つに分類されると言います。

村落類型(大分類)	村落類型(小分類)	対応する家族構造
家拡散的村落	年齢階梯制村落	家父長制の未成熟な家族
家凝集的村落	講組型村落	家父長制家族
	同族型村落	

注) 江守五夫『日本村落社会の構造』(弘文堂、1976年)96頁。引用に当たり一部用語を追加した。

まず「年齢階梯制村落」は、家が集まって村を作っているけれども、村の中の秩序は年齢グループによって社会組織が編成されていて、例えば若い人たちは若者宿を組織し、その上の年齢層は別のグループを作るといったやり方で村落の秩序が形成されている。この作り方だと、家よりもむしろ家の中の個人が再編成されて社会秩序が作られている。家が単位ではあるけど家の力は弱いという感じでしょうか。この「年齢階梯制村落」に比べると、家が前面に出ている

のが「講組型村落」と「同族型村落」です。「講組型村落」は家単位だけれども、家の関係はどちらかというとは水平的で、みんなだいたい対等・平等に村を作っている。それに比べると「同族型村落」は家と家の関係が垂直的です。強い有力者（地主など）がいて、それに他の家が従っている関係になる。A区の場合は「講組型村落」に該当すると考えています。この家を単位にして村が作られているというありようは、日本の近世、近代、そして現代に至る社会を考える上で重要なテーマであり続けています。そこで今日は最終的にその点に立ち返って、皆さんに議論をお願いしたいと思っています。

1 A区の近現代史概観

A区の近代史を年表風にまとめました。江戸時代のAは「相給村落」と呼ばれるもので、一つの村ではありますけれども、領主は3人いました。一つは天領なので3人というのは少しおかしいかもしれませんが、「相給村落」というのはなかなか馴染みがないかもしれませんが、実は駿河とか関東一円ではよく見られるパターンです。残念ながら「相給村落」の支配のあり方に関する資料はあまり残っていないので、詳細についてこれ以上語ることはできません。これが明治に入って、近代的な地方行政制度に再編成されていくこととなります。年表1888年の4月25日のところに町村制という項目を入れております。これが現在の地方自治制度の出発点です。この町村制によってAを含むB村が成立します。Aは別の村々と合併した上で新たにB村として地方自治の歴史が始まるわけです。それが1889年2月26日の「B村の成立」です。Aはその一部ということになります。町村制は64条以下で行政区としての区を用意しています。区には区長を置くことを町村制が認めています。この区は自治的な機能が認められているわけではありません。単なる行政区として設定されています。

もう一つこれとは別に、法的には全く別物ですが、財産区としての区が用意されています。町村内の区が財産を所有している場合に、一区

限りで区の財産所有を認めるというやり方です。これを「財産区」と——後に地方自治法上の財産区と区別して「旧財産区」と呼んだりします——いいます。この財産区としての区と行政区としての区と、2種類の区があります。ただ、今日の報告では両者をあまり厳密に区別して用いてはいません。

さて、町村制が施行されたとはいっても、それ以前からの村としてのまとまりが強かったので、合併してもうまくいきません。A区の場合、1896年ぐらいからもう一遍別々の村にしてほしいという分離要求を出しています。これが10年ぐらい揉めます。そのときA区は村に対して村税を納めないという運動をやって自分たちの主張を通そうとします。これがようやく終わるのが1905年11月20日。B村とA区との間で和解が成立します。その和解条件の一つがB村会の議席配分の見直しです。村会議員の議席はもともと地区別に地域割りが行われていたわけですが、それをA区に有利な方向で見直したのです。町村制施行によって成立した新しい村に悶着が起こって、何とか落ち着くようになるのが20世紀に入ってからということになります。

前述のように、B村の下に区としてA区があり、A区は自身の財産を持っています。これが財産区です。1920年10月1日現在、B村の所有財産は原野112町歩です。このB村の所有財産は元々旧B村（現B区）のものでした。それが部落有財産統一という政策が推し進められ、区の財産を村の財産にしたのです。しかし、そのようなことをしたのはB区だけでした。それ以外の区は自分たちの財産を手放しませんでした。A区の場合、山林原野870町歩を自分たちの財産として持っています。これ以外に御料林に対する入会利用も行われています。このように区は自分の財産を抱えながら、村の中で独立性を維持するという状態がずっと続きます。このように区としての独立性が強い、その基盤として財産区としての財産所有があるということを確認しておきたいと思います。

2 A区における「社会地区」の変遷

	上井出村		富士宮市
	上井出村	上井出村	上井出
猪之頭村	猪之頭区 [区長・区会]	猪之頭区 [区長・区会]	猪之頭区 [区長・区会]
?		部落会	部落会⇒町内会 [町内会長]
	組 [組長・組会]	隣保班⇒組	組 [組長・組会]
家 (戸)	家 (戸)	家 (戸)	家 (戸)
~1889年	1889~1940年	1940~1958年	1958年~現在

すでに鈴木栄太郎の「社会地区」の概念を紹介しましたが、それに基づいてAの歴史を整理してみると、1889年の段階でB村が作られました。ということで社会地区の一番上がB村（第三社会地区＝行政村）です。その下にA区（第二社会地区＝自然村）があります。区には区長と区会が置かれ、独立した意思決定が行われています。その下に組（第一社会地区）が置かれています。この組は由来はよく分かりませんが、江戸時代の十人組の歴史を引き継いでいるようです。大体平均10戸ぐらいで組織されています。ここに組長が置かれて、みんなで話し合う組会も開催されている。その下に家があるわけです。このありようが基本的にずっと続いているのです。ただ、戦時中の大きな変化として、1940年に部落会が新たに作られています。この部落の下に、各組が隣保班という名前に付け替えられます。戦後になるとこの部落会が廃止され、隣保班も廃止され組に戻ります。部落会は町内会に変わります。名前は変わりますが、基本的には戦時期に作られた部落会は戦後もそのまま生き続けます。組も伝統的なままで変わらない。

3 A区の運営組織

どうやって日常的に区を運営しているのか、とくに区会の運営はどうしているのか。区会の運営について成文のルールを確認できるのが1904年作成の資料です。それによると、区会は定期的に開かれる。大きな問題が起こると臨時に開かれる。個人的に非常に面白かったのは、かつては旧暦で開催されていたことです。旧暦の正月を迎えると、その年の第一回目が開催されます。4月開催でもなく1月開催でもなく、旧暦の正月を過ぎてから新しい体制に移ることになっています。当時だいたい午前9時から午後4時ぐらいまで会議をやるということになってい

ます。問題はその区会の運営の仕方です。村落共同体を理解するキーワードの一つとして、昔から地主制とか身分階層制という言葉が使われてきましたが、A区会の運営のあり方を見ていると地主制とか身分階層制はあてはまらない、むしろかなり民主的にやっているというのが実感です。みんなで決めなければいけない時、どういう決め方をしているかということ、いわばボトムアップ型です。つまり、重要事項は区会だけで決めないで、組に下ろします。まず組長が組会を開いて、そこでいろいろ議論して、その結果を持ち寄って区会が開催される。そこで最終的な決定がなされる。その区会の意思決定は多数決を取ったかということ、どうも多数決は取ってないようです。議事録で多数決の記録が残るのは選挙ぐらいです。それ以外は満場一致で取まっているのかもしれませんが。そういう意味でかなり民主的だといわざるをえない。

こういう民主的な運営をする区のあり方というのは、明治期にできたものだと理解しています。明治11年以降のいわゆる三新法体制の中で、Aにも村会が設けられました。この時期の村会は、議論したら議事録をちゃんと残すようになります。議論したことを議事録として残す訓練は、明治11年以降全国でやられるようになるわけです。そういう訓練をして初めて、こういう区会の議事録をつくる習慣が作られるようになったと思います。その意味で近代的なものです。いずれにしても地主とか身分階層制のように有力者が威張っているようなイメージでは捉えられないのが、A区の運営のあり方です。

4 経済的集団としてのA区

A区の集団としての機能は、いろいろな側面を持っていますが、その一つが経済的集団としての機能です。A区は財産区として一定の財産を所有していますが、それが経済的集団としての機能の代表的なものです。

財産区一覧（富士宮市）

市町村名	数	財産区議会	財産区管理会	なし【市町村議会で議決】
富士宮市	6	上井出、白糸		北山、根原区、猪之頭区、上井出区

出典）静岡県内財産区一覧（令和5年4月1日現在）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/shichozaisei/1040993/1012120.html> から一部引用して作成。

富士宮市内には現在、財産区が6つあります。そのなかで財産区議会を持っている財産区にBがあります。これはAの上のB村が財産区になったものです。これとは別に、B区というのがあります。江戸時代は旧B村でした。それが明治になって合併してできたB村が母体になった財産区がBです。このように江戸時代の旧村、今で言えば大字、区を単位とした財産区。さらに区をまたいで合併して明治に作られた村を単位とした財産区というのが富士宮市内に存在しています。

この財産区が、経済的集団としていろいろな活動をしている。一つの土地の所有団体という言い方をしていますが、土地の所有という点では、山林原野を所有している。これ以外に田貫湖も所有している。田貫湖の水利を利用したい人とか、湖の周辺で釣り掘りをやりたいとか、いろいろな人たちはA区の了解を得てお金を払わないと使えないわけですが。

区有文書に「土地賃貸借契約書」というのがあります。残念ながら作成された年月日は書いてありませんが、戦後に書かれたのは間違いのないようです。これによるとAの区有の不動産というのは、A区が直接管理している土地がまずあって、これ以外に各組に割地として配分している土地があり、それ以外に消防団とか青年団に管理させている土地があるというように、分類されています。その土地の分類によって、組ではどういうことができるのか、青年団はどういうことができるのか、一応それぞれ機能配分、権利配分が決まっています。この土地を民法上は入会地、いわゆる共有の性質を有する入会という言い方をします。議事録を見ていると、毎年自分たちの土地の管理についてきちんと決めています。春先になると、いつ、どこが、誰が下草刈りに行くとか、あるいは境界が曖昧になっているところは、いつ誰が行って確認するとか、そういう管理行為が区会の議題として議論され、

現在に至るまできちんとやられている。このような管理行為をきちんとやっていることが入会地であることの一番重要な証になるわけです。

このほかにも経済的集団としての機能があります。田貫湖から芝川が流れていますけども、芝川の水利権というか漁業権も区が持っています。非出資の漁業協同組合を設立して現在に至っています。このように経済的集団としていろいろな顔を持っている。

入会に関しては付言しておきたいことがあります。地方自治法上、形式的に財産区の権利関係については、議会の議決権を要することになっています。しかし、実質的には住民が相談して決めて、自分たちで処分行為を含めてやっている。住民たちの意識としては、地方自治法上の旧慣使用権に基づくものと理解しているわけですが、しかし、県の側は決してそういう理解が十分ではない。法律が定めている通り、管理処分権を持っているのが議会だから、その通りにやれという通達を出したりしている。今後もこのような攻めぎ合いが起こるかもしれません。行政側は財産区の実体として、そこに入会集団がいて、実質的な所有権を持っているんだということを理解していない自治体は別に珍しくありません。それだけに再び自治体との攻めぎ合いが起きないことを願っています。

5 政治的集団としてのA区

今日の報告では政治的集団という面についても考えてみようと思います。政治的集団というのは鈴木栄太郎の分類にはない概念で、私が勝手に作ったものです。A区自体が一つの独立した政治的な意思決定を行っていることを捉えるためには、政治的集団という概念を作った方が良くと思って作りました。

5-1 国政選挙等

国政選挙等、各段階の選挙について、A区会でどういう議論をしているのかということ整理してみました。国政選挙については意外ですが、あまり議事録に出てこない。戦前に衆議院議員

の候補者を区で応援する記事があったりしますが、同様の記事はあまり出てこない。県会議員選挙というのもあまり区会で議論しているというのがない。その理由を考えてみましたが、他の地域の選挙のやり方を見ていると、例えば県会議員選挙で支持の母体になっているのは、区というよりも農協とか青年団などです。そういう意味では、政治的集団としては、区よりも農協とか青年団の方がより重要かもしれない。

5-2 村長（市長）・村会（市会）議員選挙

村長とか市長レベルになると、区がまとまって議論することが増えてきます。明治以降法的に選挙権は個人の権利として位置づけられていますが、実際には次のようにいえると思います。「区が統一的かつ集団的に一各区民の選挙権を一つの束にして一権利行使をしようというのが常であった」。つまり区全体、場合によっては部落会、町内会が一致して候補者を支持推薦し、重複立候補になった場合は、候補者の一本化を図ろうとした。その限りで、個人的権利としての選挙権の行使は事実上制約されていた。これが区会議事録から得られた結論です。

この結論に私自身ちょっと驚きました。例えば実際の区会議事録上どういう書き方がされているのかというと、1921年の区会では元老4名にB村の村会議員の候補者選任を委任するということを決議しました。その委任を受けた元老が、組長や青年一同と集まって議論した結果、元老が候補者5人を選任するというので、元老にその選任が委ねられたわけです。3月25日の区会では、その後、元老が選んだ候補者5人をみんなですべて投票することを確認して終わっています。このように、選挙にあたっては、みんなで相談して候補者を決めて、みんなで投票する、こういう投票行動がずっと一貫して行われているのです。こういう投票行動も含めて今日の報告では「民主的だ」と特徴づけたいのです。民主主義にもいろいろ種類がありますが、このようなやり方は戦後になってもしっかりと継承されています。

5-3 区長選挙

次に区長選挙について見てみますと、区長選挙は自分たち区の代表を選ぶ選挙ですので、地域の人たちが選挙というものをどう考えているのか、より明確に分かるのではないかと感じます。とくにさきほど選挙権を集団的な権利だと言いましたけど、同じことをこの区長選挙でもいえるのが大きな関心事です。

区会議事録にA区会が1955年から選挙制に変えて推薦制を採用したという記事があります。区長を選挙で選ぶということは、大正時代からやられていますが、興味深いことに、戦後になって選挙をやめて推薦制にしたというのです。選挙をすると混乱するというのがその理由です。実際に混乱は起こっています。それでみんなで話し合っって候補者を一方化するという動きが出てきました。戦後になって民主主義が進んだと言いたいところですが、実際は必ずしもそうではない。投票行動というのが区の秩序の混乱の原因になる、実際混乱している。ということで、それに対する対抗策として、推薦でやろうという動きが1960年代に入って見られる。非常に注目すべき動向です。このような動向をどう評価すればよいのか、なかなか難しい問題だと思います。

もう一つ区会で議論になったのは、従来通り一戸一票を維持するか、それとも一人一票にするかという問題です。一戸一票という原則は、特に区長選挙では一貫して維持されています。このやり方は1980年の議事録でも確認されます。この一戸一票制は、投票は個人の権利ではない、家の権利だという観念の表明です。それがこれほど長く残っているところが、今日の報告のポイントの一つです。

6 祭祀集団としてのA区

区の精神的な結びつきという点で、祭祀集団としての機能という点に最後に触れておきたいと思います。A区では、年度最初の区会で年間の行事日程を決めますが、その中に祭祀上の日程も含まれます。正月はいつやるか。節句はいつ

やるか。農休という言い方をしていますが、休日もこの区会で年間計画の一環として決めています。お盆も御日待の日程も決める。何をお祭りとしてやるかは時代によって変遷があるようですが、区が中心になってそれを決めるところが非常に面白い。個人的な興味で言えば、1949年の忠魂碑除幕式に始まって、戦後それなりに慰霊活動が活発に行われています。実はこのA区は以前静岡県史の民俗班が調査に入ったのですが、そのときと比べても現在の民俗はほとんど変化していないそうです。その点は今回議事録を見た感想と一致するところです。村の伝統的な秩序がほとんど変わっていないということになると、なぜ変わっていないのかという疑問も出てきます。なぜなのか、残念ながらその理由はまだきちんと説明できません。

おわりに

最近、二宮尊徳の報徳運動の研究会に出たのですが、「報徳思想とか報徳運動って何か？」ということについて、近代報徳思想を研究している人たちの中には、定義が困難だ、むしろ定義づけない方がいいという人たちもいます。近世の報徳運動をやっている人は、それなりに明快に説明するので、どうも近世と近代では、報徳思想研究に大きな断絶面があるようです。その一つが、国家権力の問題です。江戸時代の報徳運動は、幕藩権力を取り込んで村の経済的復興をやろうとします。その背後にある考え方は儒教的な仁政思想です。幕藩領主には農民を保護してちゃんと生きていけるようにする責任があるという儒教的な政治観念です。尊徳はそれを挺にして小田原藩を取り込み、幕府も取り込んで報徳運動を発展させていったわけです。明治維新後、尊徳の弟子が明治政府に対してそういう仁政を要求したら、明治政府はそれを拒絶しました。すなわち、1872年5月、大蔵大輔井上馨は「自主自由の権ヲ与へ、各自安の道相立たせ候御趣意ニて、官に於いて細密の御世話ハこれなくと略決定」と回答しました。このとき井上馨は、儒教的な仁政を施す領主観ではなくて、

近代的な自由主義国家観に立っていました。彼のタネ本は福沢諭吉「西洋事情」「学問のすすめ」であったと思います。「学問のすすめ」の一節に「政府と人民との間柄は…唯強弱の有様を異にするのみにて、権理の異同あるの理なし」、「一国と云ひ一村と云ひ、政府と云ひ会社と云ひ、都て人間の交際と名るものは、皆大人と大人との仲間なり、他人と他人との附合なり」というくだりがあります。国家と国民は対等だ、大人と大人の関係だ。だから、国家が同じ大人である国民の面倒を見る必要はない。井上馨が言っているのはそういうことです。

現在の地方自治制度の出発点となった市制町村制（1888年）も、このような自由主義国家観に則って作られているというのが私の理解です。自分たちの地域の問題は自分たちでやれという前提で、市制町村制は作られているわけです。村の問題は村でやれ。県の問題は県でやれ。国は別のことをやるから。じゃあ国は何をやるかといったら、軍事外交などが中心です。市制町村制は、まさにこの自由主義国家観を忠実に制度化したものです。区の歴史もこのような市制町村制と並行してきました。そして、この区が明治・大正・昭和、そして現在に至るまで、家を単位として組織されるという構造を維持し続けてきた。今日はそういう事例を紹介してきました。この間、国家のありようは劇的に変わってきましたが、家を単位とする村落のありようは一貫して維持されているという歴史的事実をどう評価するか。この点を最後に考えてみたいと思います。

近代法は個人を単位として社会をつくるという個人主義に拠っています。民法はその典型です。日本国憲法も個人主義に依って立っている。それが13条です。そして、日本国憲法の民主主義は個人主義に基づく民主主義です。

すでに区会の運営は民主的だという話をしました。みんなで相談して決めるという点では民主主義だと言って良い。しかし、その根底にあるのは個人主義ではない。集団主義です。集団主義というのはこの場合個人よりも村落が優先

されるという理念です。この集団主義に基づく民主主義というのは、古代ギリシャから始まっている。個人主義に基づく民主主義の歴史は非常に浅くて、17世紀以降だと言ってよい。

実は今日おいていただいている石川一三夫さんの一番最近のご著書『地方自治史研究の課題と方法—地域公共圏像の相克』（晃洋書房）に書かれていることですがけれども、共同体の評価は昔からだいぶ変わってきました。私が大学に入った頃は、法学部系は近代化論者ばかりで、共同体を解体すべきだという議論が非常に強かった。しかし、その人たちが実際にやっていることは入会権の擁護であって、理論と実践が矛盾していた。それをどう整理すればよいのかというのは、今でも宿題として残っている。その問題にも関連して石川さんは、共同体を個人と国家の中間に位置する公共圏、地域公共圏と捉えて、その活性化を図る方向で議論を進めていこうとされている。その石川さんの議論に触発されて、行政学者の役重眞喜子さん（岩手県立大学）が研究者として現場で農村の将来についてさまざまな研究と実践に取り組んでおられる。このお二人のお仕事を見ていて、この中間公共圏の活性化をはかるうえで何が必要なのかを考えてみたいと思いました。

地域公共圏を活性化させるために何をすべきかという点で、宇澤弘文の「社会的共通資本」の中に「三里塚農社」という提案があります。彼は今のままの共同体を維持することは考えていない。そうではなく、地域の農業なら農業、林業なら林業を、新たに再編成された集団に付託していくという方向を考えている。その場合の課題の一つとして、民主主義の問題もとりあげざるをえないと思います。さきほど集団主義に基づく民主主義という表現を用いましたが、これを個人主義に基づく民主主義へ発展させなければならないのではないかと考えています。

最後に集団主義に基づく民主主義を具体的にイメージしていただけるような資料を紹介して報告を締めたいと思います。

最近、別の区の資料調査で見つけた資料ですが、1957年青年団への入団を訴える文書です。

その最後のところに「私たちが望んでいる自由と民主主義も、全ては社会生活を主体とするところの責任と義務を前提とするものでなければなりません」というくだりがあります。これが私のいう集団主義に基づく民主主義を端的に表現している箇所です。その根底には村という全体の秩序を優先するべきだという理念があります。今回区会議事録を読み通すことによって、このような集団主義に基づく民主主義というものを見出したわけですが、それが村落の将来にとってどのような意義と限界を有するのか、引き続き考えていきたいと思えます。長時間どうもありがとうございました。

ブラ林 in 駿府のキリシタン

県内各地の街を歩いて、その地域の歴史や風土を紹介します。

江戸時代、家康の大御所政治のもとで駿府から20万人とも30万人ともいわれる当時のキリシタンを弾圧する布告が発令されました。第13回目は、江戸初期の駿府のキリシタンの後をたどるブラ林です。

林副理事長がブラリと歩くこの連載は、あくまで旅行記で主観的な感想が含まれます。

徳川家康は関ヶ原の戦いに勝利して將軍職を息子の秀忠に譲ると、大勢の家臣団を連れて駿府に移り大御所政治を始めます。家康に残された二つの大きな政治課題は、海外貿易とキリシタン問題、豊臣氏をどうするかの問題でした。今回のブラ林、駿府(静岡市)に遺されたキリシタンゆかりの地を歩いてみます。

◎ジュリアおたあの祈り

静岡市の中心街に、徳川家康の側室で二代秀忠の母親、西郷の局の菩提寺、宝台院があります。大火や空襲で焼かれ現在は鉄筋コンクリートの姿ですが、江戸時代には旧東海道からその山門の威容が臨まれ、参勤交代の大名たちは参拝に訪れました。その敷地の中にある大きな西郷の局の墓の隣に、「キリシタン灯籠」と呼ばれる石灯籠がたたずんでいます。寺の説明書きには家康の侍女「ジュリアおたあ」が信拝したとしています。彼女は家康の側に仕えた信厚き人でした。



もともとジュリアおたあは朝鮮の貴族階級である両班(やんばん)の家に生まれた娘。秀吉の朝鮮侵攻のときに平壤付近で両親が戦死または自害したおたあを、キリシタン大名である小西行長が引き取って養育したとされています。秀吉に恩顧のある行長は関ヶ原の合戦の際、当然西軍について破れ、石田三成とともに処刑され三条河原に首をさらされます。

家康は行長の養女おたあが、たいそう才覚まれに見ることを知っており、引き取って側に置きました。当然おたあはキリシタンであり、駿府城内でキリスト教の教理書を読み、他の侍女たちを信仰に導いたとされています。



1612年家康は、幕府直轄都市、駿府、江戸、京にキリシタン禁教令を駿府城から発出し全国の大名に棄教を迫ります。このときおたあはそれを振り切り、駿府城追放され大島、その後は神津島に流されることになりました。

宝台院の説明書きでは、キリシタン灯籠が古田織部制作と書かれています。実はこの灯籠、全国のキリシタン灯籠ブームの皮切りになったもの。大正12年、静岡の地元史家がこの灯籠の下部に人物像があることに注目して、教会のフランス人司祭に見せた所、カトリックの聖人像で、服装はローマの法服であると認定したことが契機です。もともとはこの形式、織部灯籠と言って当時の文化人、古田織部が考案したもので仏教関係の古い石造文化財の影響を受けていると言う人もいます。もっとも古田織部は妹を高山右近に嫁に出していますからキリシタンと全く無関係ということではありませんが。でも学芸員の方がキチンと検証した方がいいのではと思います。もちろんキリシタン灯籠の方がロマンがあります。

◎波乱万丈の原主水

おたあ以外でも、家康の駿府城の側近からは何十人も人が追放されたり処刑されたりしました。有名な人に家康のそばに仕え、若くして御徒組頭や鉄砲組頭に抜擢された原主水がいます。

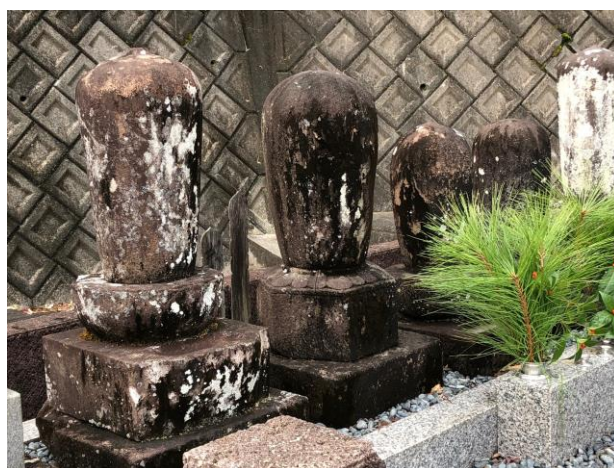


写真はカトリック静岡教会の中にある原主水像です。禁令が出ると駿府を脱走し江戸近傍で布教活動をします。しかしそれが発覚、捕らえ

られて駿府に護送されました。額に十字の烙印を焼かれ市中引き回しの後、安倍川の河原で他の信者とともに手足の親指を切られ足の筋を切断されて放置されました。その晩、河原に住んでいたライ病人の小屋に匿われ、牧ヶ谷の耕雲寺に潜伏します。



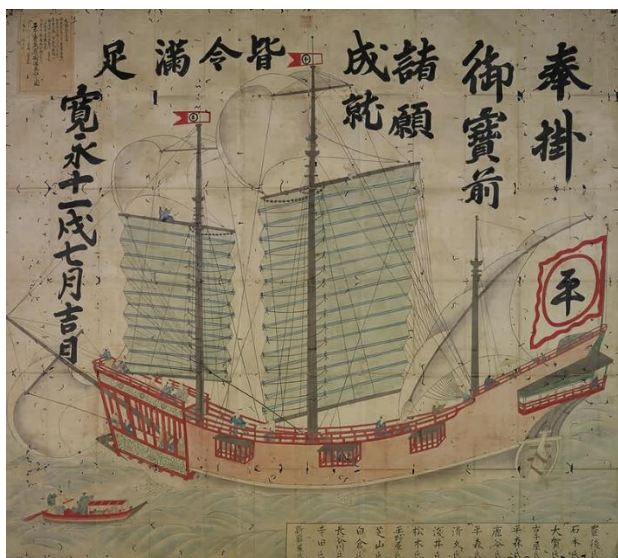
原主水はやがて耕運寺を出て江戸で布教、捕らえられて47人のキリシタンとともに火あぶりの刑になります。主水を匿った耕雲寺も住職が自害させられ、増善寺の末寺だったものを臨済宗に宗旨替えさせられるという厳しい措置が採られました。耕運寺には「戒名のない卵頭地藏」があり、主水を助けたが故に戒名が付けられなかった義僧の由来が伝わっています。



◎マカオ・長崎・駿府、キリシタン禁教令

キリシタン禁教令そして弾圧は、マカオ・長崎・駿府で起こった事件から端を発します。キリシタン大名有馬晴信は貿易のために朱印船を派遣し、中国のポルトガル領マカオに立ち寄った家臣を含む日本人が紛争を起こして現地の官

憲に数十人が処刑されました。有馬晴信はその報復を考え、家康の命を得て、長崎においてポルトガル船を焼き討ちにしたが、その恩賞をめぐって駿府において贈収賄事件(岡本大八事件)に発展しました。取り調べの結果、有馬晴信は斬首されます。有馬葬儀のおり、大勢の群衆が祈りを捧げたことから、家康はお膝元にこれほどのキリシタンがいることに驚愕し、1612年徹底的なキリシタン弾圧令を駿府の地から発布しました。



朱印船 Wiki より

◎キリシタン教会と二丁町

宝台院から人宿町を経て、旧東海道は新通を安倍川に向かって行きます。川まで行く手前、幸せ通(旧揚屋町)を左折するとパッと視界が開けてゆったりとした敷地に県の地震防災センターがあります。ここにかつてあった幕府直営の「二丁町遊郭」は、静岡大空襲により完全に焼失し、その後再建されませんでした。



遊郭で最も大きかった蓬莱楼の跡の駿府町公園に「駿府キリシタン聖堂の跡」の碑があります。実はここに17世紀初め、家康が大御所政治を始めたときにはキリシタン聖堂がありました。駿府のキリシタンは、16世紀の終わりからエロニモ、アンゼリス両師から数千人が洗礼を受けたとされます。キリシタン禁教令によって教会を焼き払った後、その聖堂があったところは不浄の地とされました。これはあくまで推測ですが、その跡に「二丁町遊郭」を建てることになったのではないかと思います。



防災センターの東側の稲荷神社に二丁町の由来が記されています。由来では、有名な江戸の吉原遊郭のもともとは、ここから移転してできたもので、7町あったうちの5町が江戸に移り2町が残ったという意味で「二丁町」と記されて

いますが、元々遊郭の広さが2丁四方だったから（漆畑弥一著「駿府の花街」）とも言われています。



小長井澄子「静岡の遊郭二丁町」より

静岡市の平和資料センター設立にかかわった小長谷澄子氏は、薄幸の叔母、二丁町の娼妓であった「つね」の思い出から著書「静岡の遊郭二丁町」を著しています。「うちの人がいいものだから、あたしみたいなものでも女房にしてくれて」と何くれとなく叔父に尽くしたと記しましたが、身請けされ所帯を持ってから数年後に肺病でなくなります。



◎駿府キリシタン殉教の碑

禁教令が全国に波及した2年後から信者の棄教の強要が始まり、安倍川の河原で多くの処刑が行われました。安倍川に出る手前の北側、駿府キリシタン殉教の碑があります。「額に焼き印を押され、市中引き回しの後、正念寺に着いた。両手の指、足の脛を切られた彼らは、そこにそのまま放置された。そのうちジョアン道寿は同夜、ペドロ角助は翌朝早く息絶え、駿府キ

リシタンの殉教者の先達になった」（「駿府キリシタンの殉教」より）。この年、家康に謁見しに来たイギリス国王の公使が安倍川河原で遺体を焼くにおいが不快だったと日記に記しています（徳川400年HPより）。



河岸にたつと徳願寺山は大きく見えます。向かいの安倍川餅の老舗、石部屋で休憩。江戸時代初期、安倍川岸で、徳川家康が茶店に立ち寄った所、その店主が黄な粉を安倍川上流（梅ヶ島）で取れる砂金に見立て、つき立ての餅にまぶし、「安倍川の金な粉餅」と称して献上しました。家康はこれを大層喜び、安倍川にちなんで安倍川餅と名付けたという伝承があります。駿府は金座銀座が置かれた金融センター、それにちなんだ命名でした。

ここではつきたての餅を供してくれます。つきたての餅に黄な粉やあんこをまぶし、出来立ての柔らかさで味わうことができます。

